

広島県告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、広島市佐伯区湯来町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、広島市長から届出があつた。

平成二十二年一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

		葛原	大字	上	欄
上跡地		西日浦	字		
二四四、二四五及びこれらの地域に隣接する水路である市有地の全部	乙二〇九	八三	地	下	欄
	葛原		大字		
道ノ尾	石乗	流石	字		